

富山県警察の広報に関する訓令

富山県警察本部訓令第 16 号

富山県警察の広報事務に関する訓令（昭和 31 年富山県警察本部訓令第 39 号）の全部を次のように改正する。

昭和 36 年 4 月 6 日

富山県警察本部長

富山県警察の広報に関する訓令

富山県警察の広報事務に関する訓令（昭和 31 年富山県警察本部訓令第 39 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、富山県警察（以下「県警察」という。）の広報活動を効果的かつ能率的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の心構え）

第 2 条 県警察の職員（以下「職員」という。）は、一人ひとりが警察広報の重要な担い手であるとの強い認識の下に、県民の理解を得るようにしなければならない。

（広報事務）

第 3 条 広報の事務を分けて、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- （2）広報資料の収集管理及び提供に関すること。
- （3）広報事務の連絡及び調整に関すること。
- （4）職員に対する広報の指導に関すること。
- （5）富山県警察ホームページの運用に関すること。
- （6）広報手段としての各種媒体利用の便宜供与に関すること。
- （7）警察活動に係る懇談会、公聴会及び世論調査に関すること。
- （8）報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡に関すること。
- （9）その他広報活動に関すること。

（総務課長の責務）

第 4 条 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、警察本部（以下「県本部」という。）の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の行う広報の推進及び連絡調整に当たるものとする。

（広報室長の任務）

第 5 条 警務部総務課広報室長は、報道機関に対する広報連絡に関し、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- （1）警察本部長（以下「本部長」という。）、県本部の部長、首席監察官及び所属長が行う記者会見の補佐
- （2）本部長の声明その他公表事項の発表

- (3) 報道関係者が求める広報資料の収集、管理及び提供
 - (4) 報道関係者の警察及び警察職員に対する意見・要望等の処理
 - (5) 報道関係者が行う取材活動に対する便宜供与及び警察活動と取材活動との調整
 - (6) その他報道機関に対する広報連絡に関する企画、調査及び研究
- (広報事務担当者)

第6条 各所属に広報事務担当者を置く。

- 2 広報事務担当者は、県本部の所属にあつては次席、副隊長、副所長又は副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもつて充てる。

(広報事務担当官の責務)

第7条 広報事務担当者は、その所属の各係が行う広報の推進と連絡調整に当たるとともに、総務課長と密接な連携を保ち、広報の総合的な運営に当たるものとする。

(広報会議)

第8条 本部長は、広報活動の企画及び調整を図るため必要あるときは、本部長の指名する県本部の部長及び所属長の出席を求め、広報会議を開くものとする。

(広報連絡会議)

第9条 総務課長は、広報の推進及び連絡調整を図るため、定期に広報事務担当者の全部又は一部の出席を求めて、広報連絡会議を開くものとする。

(警察署の広報)

第10条 警察署長は、本部長の指示に基づいて広報活動を行うほか、自主的かつ積極的にあらゆる機会をとらえて広報を推進しなければならない。

(報告及び資料の提出)

第11条 各所属長は、その広報、広聴活動に関し、次の各号に掲げる事項について本部長に報告しなければならない。

- (1) 広報活動の実施計画及びその実施状況
- (2) 広報活動に関係のある重要特異な事件又は事故の発生及び処理状況
- (3) 警察活動に係る懇談会、広聴会又は世論調査の実施計画及びその実施状況
- (4) その他広報、広聴活動上参考となる事項

附 則

この訓令は、昭和36年4月6日から施行する。

附 則 (昭和36年11月30日本部訓令第72号)

この訓令は、昭和36年12月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月16日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和45年3月26日から施行する。

附 則 (昭和49年3月20日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和49年3月20日から施行する。

附 則 (昭和55年3月18日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和 55 年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 3 月 12 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 58 年 3 月 12 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 10 月 31 日本部訓令第 23 号)

この訓令は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 3 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 9 年 3 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 7 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 13 年 3 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 8 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 13 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 15 年 3 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 22 日本部訓令第 3 号抄)

この訓令は、平成 19 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 18 日本部訓令第 4 号抄)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項から第 7 項までの改正規定は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。